

2023年11月21日

郡山市保健福祉部 保健所

障がい福祉課 保健・感染症課

担当：鈴木 薫 担当：渡辺 正樹

TEL：924-2388 TEL：924-2070

障害者相談支援事業等委託事業の消費税取扱いの誤り

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)を根拠として実施している障害者相談支援事業等の委託事業において、本市の消費税の取り扱いの誤認識による誤った取扱いが判明いたしましたので報告します。

1 事実の概要

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされており、本市においても、社会福祉法人等に事業を委託し実施しております。

当該事業については、本市では、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされていることから、当該事業についても社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当し消費税の非課税事業であるという認識で委託を行っておりましたが、この度当該事業の委託は消費税の課税対象であることが判明したため、当該事業の受託事業者に消費税の修正申告等の必要が生じることとなります。

2 誤認の判明経緯

令和5年10月4日付け、こども家庭庁・厚生労働省発出の、事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者総合支援法第77条及び第78条を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業等については、社会福祉法第2条第2項及び第3項で規定する社会福祉事業に該当せず、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であることが明確に示され、本市での当該事業にかかる消費税の取扱いにおいて誤認であることが判明しました。

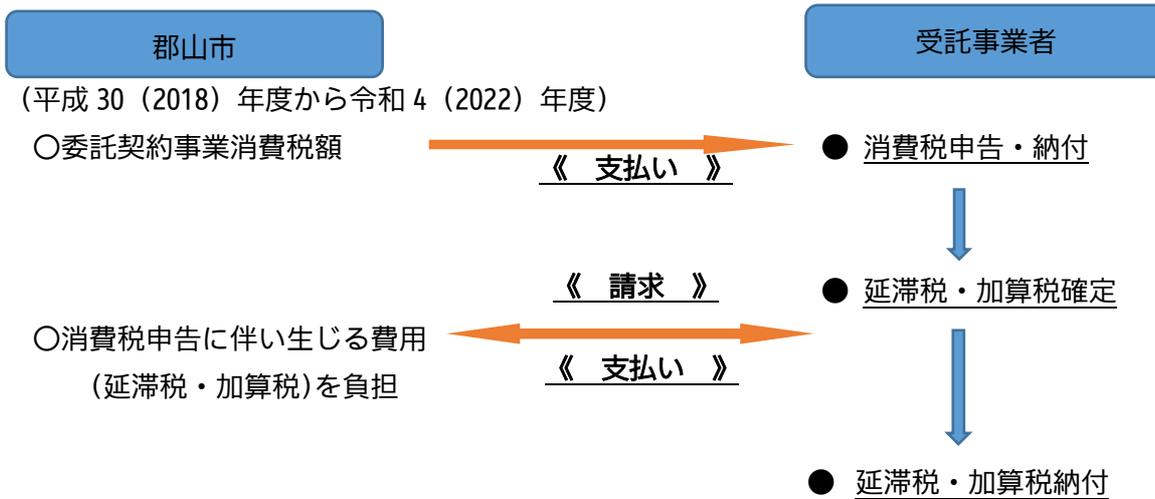
3 対応

受託事業者へ周知の上、当該事業にかかる消費税申告に伴い生じる費用(消費税、延滞税、加算税)について、本市が負担する方向で調整しております。

受託事業者 7法人(障がい福祉課5法人 保健・感染症課：2法人)

対象期間 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度

【今後の流れ】



(令和 5 (2023) 年度)

消費税を加えた金額で変更契約を行い、消費税相当額を受託事業者へ支払い

【費用の見込】

消費税：85,759,000 円 (概算)

延滞税・加算税：消費税納付により確定のため未定